（調査業務規程の記載事項）

第六十七条　法第九十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　法第八十条第二項、第八十一条第二項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六～九　［略］

十　財務諸表等（法第九十二条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一　［略］

（業務の休廃止）

第六十八条　登録調査機関は、法第九十一条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十九条　法第九十二条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第九十二条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

第七十条　法第九十七条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　確認調査を行つた特定事業者等又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四～六　［略］

七　第五十八条第八号ニの研修に関する記録

八　第六十一条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）に関する記録

2　登録調査機関は、法第九十七条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第七十一条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第九十七条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（公示）

第七十二条　［略］

（貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件）

第七十三条　法第百五条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

（調査業務規程の記載事項）

第三十六条　法第四十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　法第二十条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六～九　［略］

十　財務諸表等（法第四十七条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一　［略］

（業務の休廃止）

第三十七条　登録調査機関は、法第四十六条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十八条　法第四十七条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第四十七条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

第三十九条　法第五十一条において準用する法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　確認調査を行つた特定事業者等の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四～六　［略］

七　第二十七条第八号ニの研修に関する記録

八　第三十条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）に関する記録

2　登録調査機関は、法第五十一条において準用する法第三十三条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第五十一条において準用する法第三十三条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（公示）

第四十一条　［略］

［新設］